

調布市立八雲台小学校 PTA 規約および細則の一部の改定について

- PTA 規約の改定は運営委員会による承認後、総会で承認された場合に成立します。※本議案は令和 3 年度 3 学期の運営委員会にて承認済。
- 細則の改定は運営委員会による承認で成立し、総会で報告されます。

I. 規約の一部改正

審議 No.	改正前	改正後（今回の審議対象となる改正案）	備考
審議事項 3-1	（表記方法：章番号、条番号、項番号ならびに条文中の数字が漢数字で表記されている。）	（表記方法：章番号、条番号、項番号ならびに条文中の数字の表記をアラビア数字表記に統一。） ★上記の表記方法の変更が総会で承認された場合には、同じ表記方法を「細則」にも適用するものとする。	[変更] 横書き表記への移行に伴う変更。電子媒体上での検索や外国語話者への説明時等の利便性も考慮。
審議事項 3-2	（新設：右の条文の新設）	第 1 4 章 個人情報の取り扱い 第 3 7 条 本会は、個人情報に関する法令等を守るとともに、取得・保持する個人情報については、PTA 規約及び細則に記載された目的と活動のためのみに使用する。 第 3 8 条 取得・保持する個人情報は、取得時に明示された時期、あるいは卒業または転出時に破棄する。 第 3 9 条 本会員から利用の停止・追加・削除の依頼があった時は速やかに対応する。 （本条文を「第 14 章」として新設することに伴い、付則の章番号を「第 14 章」より「第 15 章」に繰り下げる。）	[新設]

II. 細則の改正

審議 No.	改正前	改正後（今回の審議対象となる改正案）	備考
審議事項 3-3	<p>第四章 学級会、学級長会及び学年委員会 (略)</p> <p>第五条 学級会にて学級委員（学級長一名・<u>広報委員一名</u>・ベルマーク委員一名）を選出する。但し、わかあゆ学級に関してはこの限りではない。</p>	<p>第4章 学級会、学級長会及び学年委員会 (略)</p> <p>第5条 学級会にて学級委員（学級長1名・ベルマーク委員1名）を選出する。但し、わかあゆ学級に関してはこの限りではない。</p>	<p>[削除]</p> <p>「広報委員1名」の削除。令和3年度より広報誌発行を行わず、広報委員活動も廃止したため。</p>
審議事項 3-4	<p>(統合：以下の規定を「細則」の一部として章を設け、統合する。)</p> <p>P T A 慶弔規定</p> <p>第一条 この規定は会員及びその家庭を対象とする。</p> <p>第二条 次の項目の会員に祝金をおくる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員の結婚の祝金 五千円 2. 教員の出産の祝金 三千円 <p>第三条 会員に事故があったときは、次の見舞いをする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の本校児童死亡の場合 一万円 2. 会員の死亡の場合 一万円 3. 教員の親族（一親等）の死亡の場合 五千円 4. (1)教員・児童入院の場合（二週間以上） 五千円 (2)児童一ヶ月以上自宅療養した場合 五千円 5. その他については、役員会において審議決定する。 <p>第四条 事務職員・用務員・給食調理員の場合は第3条5の規定に準ずる。</p>	<p>第10章 P T A 慶弔規定</p> <p><u>第23条</u> この規定は会員及びその家庭を対象とする。</p> <p><u>第24条</u> 次の項目の会員に祝金をおくる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員の結婚の祝金 5,000円 2. 教員の出産の祝金 3,000円 <p><u>第25条</u> 会員に事故があったときは、次の見舞いをする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の本校児童死亡の場合 10,000円 2. 会員の死亡の場合 10,000円 3. 教員の親族（一親等）の死亡の場合 5,000円 4. (1) 教員・児童入院の場合（二週間以上） 5,000円 (2) 児童1ヶ月以上自宅療養した場合 5,000円 5. その他については、役員会において審議決定する。 <p><u>第26条</u> 事務職員・用務員・給食調理員の場合は<u>第25条5</u>の規定に準ずる。</p> <p>(上記の統合に伴い、付則の章番号ならびに条番号を繰り下げる。)</p>	<p>[統合]</p>

